

令和5年度北海道大学法科大学院早期履修募集要項（法曹養成プログラム）

この募集は、「北海道大学(大学院法学研究科)及び北海道大学(法学部)の法曹養成連携協定」に基づいて、法学部の法曹養成プログラムに登録している学生に対し、法学研究科法律実務専攻（以下「法科大学院」という。）の授業科目の早期履修及び単位修得を認めるため、募集するものです。

令和5年3月

北海道大学大学院法学研究科
TEL (011) 706-3964

1. 対象

法学部生のうち、法曹養成プログラムに登録している3年次以上の学生

2. 履修科目の範囲及び期間

下記科目のうち、法科大学院の令和5年度開講科目（WEBシラバス参照）のみとし、履修期間は当該授業が終了するまでとする。（★R5年度不開講科目）

現代倒産・執行法 A	労働法 A	現代法理論★
現代倒産・執行法 B	労働法 B	日本法史
租税法 A	環境法	西洋法史
租税法 B	国際法 A	ローマ法
経済法 A	国際法 B	英米法
経済法 B	国際私法	ヨーロッパ法★
知的財産法 A	現代法哲学	政策分析
知的財産法 B	現代法社会論	

3. 修得単位数

法科大学院修了時に含むことができる単位数は10単位までとする。早期履修により修得した単位は、法学部の修得単位として算入することはできない。

4. 申請手続

申請希望者は、法学研究科学事担当より履修届の交付を受け、4月3日17時までに法学研究科学事担当窓口に提出すること。結果は個別に通知する。

5. 修得単位の認定

履修した授業科目の単位及び成績の評価は、授業終了後に当該学生に個別に通知する。

なお、本制度において修得した科目について、法科大学院入学後に、法科大学院の修了要件単位数としての認定を希望する場合、法科大学院の修了要件単位数として認める。但し、認定単位数は10単位までとする。

6. 履修登録上限

履修登録をする単位数は、法学部において登録する単位数と併せて、当該年度及び当該学期につき、法学部が定める1年間又は1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を超えることはできない。

7. その他

指定された期間に履修取消をすることができる。期間・手続きは別途指示する。